

# 平成13年第14回教育委員会記録

平成13年8月8日(水)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成13年8月8日(水) 午前10時05分～午前11時20分  
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫  
職務代理者 安本 ゆみ 教育長 與川 幸男  
委員 大藏 碓之助

欠席委員 委員 大藏 碓之助

出席説明員 事務局次長 松本 義勝

庶務課長 佐藤 博 継 学校運営課長 佐野 宗 昭  
学務課長 森 仁 司 施設課長 小林 陽 一  
指導室長 工藤 豊 太  
社会教育 荒井 健 一 中央図書館長 古川 正 司  
スポーツ課長 伊藤 俊 雄 中央図書館 杉田 治  
センター所長 次長  
事務局職員 庶務課係長 小今井 七 洋 法規主査 能任 敏 幸  
担当書記 手島 広 士

傍聴者数 20 名

### 会議に付した事件

- 議案第41号 杉並区立小・中学校における「学校希望制度」の導入  
について
- 議案第42号 杉並区立幼稚園の一部廃止について
- 議案第43号 杉並区立図書館運営協議会補欠委員の委嘱について

### 報告事項

- 1 住民監査請求監査結果について
- 2 杉並区立幼稚園の保育料等の改定について
- 3 杉並区立幼稚園の存続の要望等について
- 4 南伊豆健康学園入園児童数について
- 5 教育委員会後援等名義使用申請について

**委員長** おはようございます。ただいまより平成13年、第14回杉並区教育委員会を開催させていただきます。

本日、傍聴者から録音の申請が出ております。これにつきましては、特に教育委員会におきましては議事録を公開ということをやっておりますので、そちらのほうで運用させていただきたい。したがって、録音は不許可というふうにさせていただきます。また、カメラでこの委員会を撮影したいという申請も出ております。この件につきましては、従来から委員会の初めに撮影許可されておりますので、どうぞ最初にお撮りください。あとは審議に多少差し支えると思いますので、よろしくご協力のほど、お願いいたします。

では、会議を始めさせていただきたいと思います。本日の署名人は、安本委員にお願いいたします。それでは、議案の審議に入ります。議案第41号の「杉並区立小・中学校における学校希望制度の導入について」、学務課長からご説明をお願いいたします。

**学務課長** それでは私から議案を朗読させていただきます。

議案第41号。杉並区立小・中学校における「学校希望制度」の導入について。右の議案を提出する。平成13年8月8日。提出者、杉並区教育委員会教育長 與川幸男。

区立小・中学校における現行の通学区域や指定校変更の制度は維持したうえで、保護者や子どもが指定された学校以外の学校を希望できる「学校希望制度」を導入する。

小学校及び中学校の第1学年に翌年度就学する者を対象とし、平成14年度就学予定者から実施する。

（提案理由）現行の指定通学区域を弾力化する必要がある。

以上が議案でございます。関連して議案に添付した説明資料に基づき、本議案についての若干の補足説明をさせていただきます。

「小・中学校における通学区域の弾力化」については、本年4月25日の当教育委員会において弾力化に向けた今後の取組みについて、基本的な考え方並びに今後の進め方について、教育委員会でご了承いただいたところです。それに基づき、小・中学校PTAをはじめ、校長会あるいは関連する団体の皆様にご説明、意見交換の機会を設けながら、本年7月11日の教育委員会において、弾力化についての案をお示しし、ご意見を頂戴してまいりました。また、その案につき、7月に入り、小学校、中学校のPTAの協議会、小中の校長会、あるいは私立幼稚園、私立の保育園などの関係者の皆様方との話し合いなども重ねてまいり、そういった所でも出されたご意見も踏まえて、今回議案として正式にお諮りするものでございます。

「導入の趣旨」は、当初からご説明したとおり、魅力ある教育活動の実現、開かれた学校づくりの促進を目指すために本制度を導入するものです。

「制度の概要」ですが、現行の通学区域指定校変更の制度は維持した上で、保護者、子どもが指定された学校以外の学校を希望できる制度とするものです。

「対象及び時期」ですが、議案に記載のとおり、平成14年度、来年入学の小学校、中学校の新1年生からといたします。

「実施方法」ですが、希望できる学校の範囲については、小・中ともに、隣接する通学区域の学校、いわゆる隣接校方式とします。また、保護者などの意思の確認ですが、10月過ぎに、隣接校への入学を希望する保護者、関係の保護者には学校希望の書類を送り、指定校以外の隣接校への入学を希望する保護者は、一定の申請期間に希望する学校を教育委員会のほうに申請する形をとっていききたいと思います。この申請に基づき、教育委員会のほうで就学指定を行ってまいります。

希望申請により入学を認める枠については、各学校の受入れ態勢あるいは今後の児童・生徒の推計等の状況を考慮して、「教育委員会が別に定める」としておりますが、一応事務局のほうでは、原則区立の小学校、中学校ともに、現在の学級編成基準の上限の1校当り40名、特に余裕教室が非常になく、現在の学級数に制約されます高井戸中学校については、この原則によらずに、別に定めるといふふうにしていく考えです。また、この受入れ枠を超える申請があった場合の対応ですが、「公開による抽選を行うことができる」としてあり、状況等を見て、40名を超えた場合でも、学校の教室の状況等で受入れが可能ということであれば、抽選を行わないというケースも想定しています。なお、抽選の結果、当選しなかった方には、通学区域の学校への就学指定を行っていく考えです。その他、詳細については、本議案を過決していただいた後、「教育長が要綱で別に定める」という形をとっていき考えです。

「その他」として、これまで行っている指定校変更あるいは区域外就学の制度は維持しておりますので、1月の就学通知後に行われるこれらの認定並びに承諾の事務については従前どおりといたしてまいる考えです。

「今後の主なスケジュール」ですが、今日教育委員会で審議、決定いただければ、9月に入り広報を通じたPR、あるいは小学校の該当の保護者あるいは関係団体へのキメ細かな説明の機会等を設ける一方、保護者の皆様へのチラシを学校を通じて配り、制度の周知を図ってまいる考えです。また、例年どおり10月1日現在で学級簿の編成が行われますが、それを踏まえて10月10日に、希望申請・学校案内の資料を該当する保護者の皆様宛に送り、希望申請の期間を一応11月2日までとして、指定校以外の学校を希望される方は、この期間に教育委員会のほうに申請していただくという形で対応してまいる考えです。

また、この新しい制度の導入にあたっては、学校情報の提供を今まで以上に積極的にやること

が重要ですので、その1つとして、この申請期間中に、今のところ学校側との調整で10月20日から26日の期間を予定していますが、従来の学校公開に加えて、学校見学などの機会も設けて、保護者の皆様のご要望に対応できるようにしてまいる考えです。また、希望校の申請受付後、1月10日ごろ例年就学通知を発送していますが、14年度に向けても大体このころに就学通知を正式に発送していく予定です。

資料1は、今回、学校希望制度で希望できる学校の範囲を隣接校というふうにしており、小学校44校、中学校23校の隣接校方式を採用した場合の、選べる学校の一覧を資料としてまとめたものです。

資料2は、弾力化の主なスケジュールです。先ほど一部申し上げたとおり、9月に入り「広報すぎなみ」を通じたPR、あるいは11月ごろになろうかと思いますが、区の公式ホームページによる学校紹介、そして10月10日には、必要な関係書類の発送等をしながら、1月10日就学通知発送、さらにはそれ以降、指定校変更などの受付事務を行いながら、4月の平成14年度の入学式に向けて、就学事務を進めてまいる考えです。

以上、議案の補足の説明をさせていただきました。

**委員長** ただいまの議案につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

**安本委員** 10月20日から10月26日まで、学校公開日、見学会ということなのですが、これは普通の日ですね。新1年生は保護者の責任といたしましても、6年生、新しく中学に上がる子どもたちは、やはり自分の目で学校を見たいのではないかと思うのですが、子どもに対して見学会というようなものは考えていらっしゃるのでしょうか。

**学務課長** 従来から、学校情報の提供という趣旨も含めて、例えば中学であれば中学校の生徒たちが関係する通学区域の学校に出向いて、学校の状況説明をしたり、あるいは逆に、説明会を学校のほうで設けているような対応もしておりました。今回、学校見学についての調整を校長会とする中で、当然、体験入学ということも、この間の小学校のPTA連合協議会の皆様方とのお話合いの中でもご意見、ご要望として出されておりました。その関係で、校長会ともこれについて、どういった対応が可能かということを検討したわけですが、14年度については、いろいろ学校行事、教育課程の中での行事がすでに組まれている中での調整が必要だということと、隣接校とはいっても、対象となる学校が多く、授業を参観するというところも含めた体験入学となりますと、現実的にはなかなか調整が難しいという問題もございます。現在は学校見学は20日から26日という期間ですが、それ以外にもさまざまな学校公開などの試みも、各校でなされるようですので、次年度以降、この体験入学のご要望について、どういった対応が可能か、学校側とも引き続き検討を重ねてまいりたいと考えております。

**安本委員** 高井戸中学の話が出ていましたが、ここは 15 学級現在も維持されているということで、1 つ伺いたいのは、例えば指定校変更でこれだけの人数になっているのか、それとも本来、高井戸中学に行くべき人数が 15 学級分いるのか、そこはいかがでしょうか。

**学務課長** 高井戸中学校は現在、各学年 5 学級 15 クラスということで、当初、建設当時の見込みよりも生徒数が、周辺の住宅開発等の影響もあったと思うのですが、上回っているという状況から、非常に教室に余裕がないというところもございます。また、これまで指定校変更などの実績も、当然含めた上で現在の教室数が非常に厳しいという状況がございます。今回この受入れ枠の検討にあたりましては、事前に余裕教室の状況で、非常に厳しい学校は高井戸中のほか、浜田山、あるいは和泉小なども、そういった状況でございましたので、直に学務課と施設課が共同して出向いて、校長先生とも一緒に教室の状況等を確認し、14 年度については高井戸中に限っては、非常に厳しいということで、原則の 1 校 40 名という受入れですと、その希望申請受入れ後の、通常の本来の指定校変更等への対応も困難ということから、今回、他の学校とは異なる受入れ枠を設定するものです。ただ、15 年度以降については、今年度初めての制度の導入ですので、その辺の実績なども踏まえて、受入れ数については、必要な見直しを図る考えでございます。

**安本委員** 例えば、兄弟関係とか、そういうことがあると思うのです。受入れ枠目一杯になってしまった場合に、どうしても兄弟で同じ学校に行くつもりであったとか、それは高井戸中学に限らないと思うのですが、どういうことが起きるか、とにかく初めてのことでですから予測はつかないと思うのですが、そういった場合に高井戸中学の事情は分かりますが、他の学校でもそういうことが考えられるわけですね。要するに、抽選になってしまう場合も出てくるわけで、兄弟関係や、中学ぐらいになると人間関係というのかなり出てくると思うのですが、どうしても行きたいといった場合で、抽選に外れてしまったということになると元の指定校に戻るわけですね。その場合、指定校変更制度を使ってまた別の学校へ行くというふうになりますが、兄弟関係とか人間関係とか、そういったものについては枠を超えてしまえば全くそれは考えてはいただけなくなるわけですね。

**学務課長** 正確に申し上げますと、例えば小・中学校 40 名の受入れということで設定しておりますが、学校希望申制で受け入れる数は、マックスその学校で受け入れられる数ということではございません。当然、通常の転入転居、あるいは過去の指定校変更の実績で見込まれる児童・生徒数、その辺も予測値として織り込みながら、40 名とは別枠で考えておりますので、40 名上限で受け入れて、それ以降、通常の就学通知発送後の指定校変更、あるいは転入転居等での受入れができなくなるというご心配はないものと考えております。当然ながら現行の指定校変更の運用の中で、基準に合致する申出等があれば、指定校変更に基づく学校の変更ということ是对応できるものと

考えています。

**安本委員** それは個々に対応していただくということになるわけですね。

**学務課長** 1月の就学通知発送後、個々のご相談で判断させていただくということになります。

**安本委員** 分かりました。もう1点、通学路の問題ですが、隣接校を選ぶということになりますと、現在指定されている通学路以外の所からも通学するということになるわけです。2校から8校の中で選んだ場合に、自宅を出た所から届けば、通学路として認めていただけるのですか。

**学務課長** 教育委員会のほうで、小学校区で児童の安全確保ということで定めています通学路については、この学校希望制度の導入に伴い、直ちに変更ということは考えていませんが、保護者の皆様から要望があれば、警察をはじめ関係機関とも協議しながら、通学路の変更ということは考えたいと思っております。これとは別に、通学域内の、隣の学校から希望校に変えようという状況の場合、当然、通学路については毎年度、学校のほうに届け出ていただいています。委員がお尋ねの件は、おそらく災害共済などの保険の関係かと思いますが、これは教育委員会が指定した通学路途上であるかどうかにかかわらず、いわゆる学校に通学する際に事故に遭われた場合は当然ながら指定通学路上でなくても、学校に届け出た通学路の経路であれば、災害共済の給付の対象になる、学校管理下の事故ということで対象になってきます。

**安本委員** 軽度の障害を持たれて、普通学級で現在も学ばれている方がありますが、そういう方についてはこの弾力化に関しては、普通の方と同じラインで考えてよろしいわけですか。

**学務課長** 障害のある方に対しての対応ですが、弾力化に伴って、特別の対応制度は考えておりません。従来どおり、個々の就学相談の中で対応していきたいと考えております。

**委員長** ほかにどうぞ。

**教育長** 学校希望制度の件ですが、学校は本来、地域と保護者と子どもと、みんなで参加して作っていくもの、地域の学校という意識、イメージは変えてほしくないの、保護者や地域の方に説明をする時に、何か希望しなければいけないのではないかという誤解をまねかないように、学校をむしろ魅力的に盛り立てる、また学校の情報が、保護者や子ども、地域の方にも分かるようにする。本来、それがあべき姿だと思うのですが、とにかく学校で今、何があるのかが分からない。卒業して10年も20年も経ったような商店の方とか、家族の方とか、つまり年配になってから、自分の学校は今、何をやっているのだろうと、そんなことも含めて学校が分かる、分かりやすくするという狙いが、この学校希望制度にはあると思うので、学校を新たに選ばなければならないのではないかと、という誤解をまねかないようお願いをしたいと思います。

自分の地域の学校を選ぶのは、私はごく自然の行為だと思いますし、地域の学校を愛し、育てようという気持ちもごく自然のことだと思います。それが、ともすれば薄れがちになっている今

日ですので、それをより高めていきたいとか、深めていきたいというのが狙いですから、その趣旨を子どもや保護者や、地域の方に是非お伝えをいただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

**学務課長** いま教育長がおっしゃられたとおり、この弾力化の目的は、資料にも書いてありますとおりで、この制度の導入で、選択を強制するということでは全くございません。弾力化の意義、目的と制度の中身については、今後PRをする中で、キメ細かく保護者の皆様のご理解が得られるよう、努力してまいりたいと考えております。

**委員長** ほかにありませんか。

**宮坂職務代理者** 私も学校の通学区域の弾力化については、原則的には賛成です。初めてのケースですから、実際の運用の段階では、さまざまな考えられない点が出てくると思いますので、その辺はあまりガンジガラメに細かい規則を設けてしまうよりは、運用の面で柔軟に対処していただいたほうが良いのではないかと思います。何しろ初めてのケースですから。

**学務課長** 初めての制度でございまして、当然、次年度以降も継続的に進めていくものですので、今年度初めての状況なども考慮に入れながら、さらには中長期の児童・生徒の人口の推移、あるいは学校の施設設備の状況、あるいは保護者の皆様のニーズ、こういったものを見極めながら、よりよい制度として運用してまいる考えでございまして。

**委員長** この議題については、従来から数回議論をされておりますし、議案そのものの趣旨は我々にはよく知っているのですが、あとは事務局のほうで、資料2のスケジュールに沿って、滞りなくやられるということを望むわけですね。先ほど教育長が言われたようなことは大事な点だと思いますし、それを冒頭に書かれると良いかなというふうに思います。何が何でもという感じではなくて、基本は何だということを、ベースをしっかりと書いておく。あるいは、弾力化の意義というのを、導入というか、それを書いておくという、それをはっきりさせておいたほうが良い。その辺は大事ではないかと思います。あとは運用ですね。

議案の第41号は、お認めいただいたということによろしいですね。

(異議なしの声)

**委員長** ありがとうございます。では、議案の第42号、「杉並区立幼稚園の一部廃止について」ということで、よろしく申し上げます。

**学務課長** 議案を朗読させていただきます。

議案第42号。杉並区立幼稚園の一部廃止について。右の議案を提出する。平成13年8月8日。  
提出者、杉並区教育委員会教育長 與川幸男。

1. 廃止する幼稚園の名称。杉並区立方南幼稚園(杉並区方南1丁目51番2号)



2. 廃止時期。平成 15 年 3 月 31 日。

(提案理由) 区立幼稚園のあり方の見直しに伴い、当該幼稚園を廃止する必要がある。

以上が議案でございますが、関連してお付けしております説明資料に基づき、若干補足してご説明させていただきます。

杉並区立幼稚園のあり方の見直しにつきましては、6 月 20 日に「あり方検討会の報告」の概要をご報告させていただいたところです。それ以降、教育委員会事務局のほうで、該当する幼稚園の保護者の皆様との説明会なども重ねさせていただきながら、さまざまなご意見、ご要望、声を頂戴してまいりました。そういった点も踏まえて、このたび本議案をお諮りするものでございます。

区立幼稚園の一部廃止の基本的な考え方ですが、報告書でも謳われておりましたが、少子化の動向、あるいは区内の幼児教育において、私立幼稚園が果たしてきた役割を踏まえて、今回 1 園、方南幼稚園を廃止するとしたもので、残る 6 園についても、今後の行財政改革の中で、段階的な廃止を視野に入れながら、見直しを図ってまいる考えです。

報告書の中では、方南と堀ノ内幼稚園の統廃合について提起があったわけですが、その後、いずれの幼稚園を廃止するか、さまざまな角度から比較評価を行ってまいりました。その結果、主に次の理由により、今回方南幼稚園を廃止することが適当というふうに判断したものでございます。

第 1 は、方南幼稚園の在園児数・定員充足率は、平成元年以降区立の中で下位に位置しており、とりわけ平成 10 年度以降 13 年度までについては、資料 2、3 でもお分かりのとおり、区立幼稚園の中で最も低い状況が続いているという点です。

第 2 点は、杉並区の方南、堀ノ内が所在する方南・和泉地域のそれぞれの幼児人口の状況ですが、昨年区のほうでまとめた基本計画に伴う人口推計では、平成 22 年度までは漸増傾向で推移すると予測されていますが、報告書でも指摘しているとおり、多様化する保育ニーズ、あるいは区境に位置するという方南幼稚園が抱えている立地条件といった点から、当該幼稚園については、今後も就園児数が大幅に伸びる見込みはないものと判断したものです。

第 3 点は、方南幼稚園周辺には、大きな民間保育所がございます。また、区立保育園が、いちばん近い園は和泉保育園があります。これらの入所待機児童数は、方南幼稚園に近い民間保育所は私立の中で入所待ちの児童がトップ、また区立の和泉保育園については、区立 44 園の中で 2 番目という形で、入所待機児童が非常に多い地域で、当該地域周辺では 0 歳児からの保育ニーズが非常に高いということで、これらの対応など、待機児童の解消を目指した全体としての子育て支援策の充実が急務の課題になっているということです。待機児の関係は、資料 5 をご覧ください。

廃止の時期は、議案にありますとおり、平成 15 年 3 月末で廃止するとしています。これに関連して、方南並びに堀ノ内の来年度の園児募集、並びに学級編制の関係ですが、方南幼稚園については、保護者の皆様方から強いご要望等を頂戴している関係で、平成 14 年度の 4 歳児募集については、1 学級で実施し、15 年 3 月末、14 年度いっぱい廃止ということになりますので、引続き区立幼稚園を希望する方については、若干通園の距離が遠くなる方もいらっしゃるかと思います。堀ノ内幼稚園への統合を図ってまいりたい。その上で受け入れていく考えです。

一方、堀ノ内幼稚園の来年度の 4 歳児募集については 1 学級のみで実施し、実施にあたっては方南幼稚園からの児童数の流れも予測されますので、現在杉並区立幼稚園では 1 学級 32 名定員で運用していますが、国の基準の上限である 35 名まで、14 年度限りの特例扱いとして 4 歳児学級の定員枠の拡大を図ってまいりたいと考えています。15 年度の 4 歳児募集については、再び 2 学級に戻して実施してまいりたいと考えております。

区立幼稚園が 14 年度末で廃止ということになるわけですが、その後の跡地の活用については、説明資料記載のとおり、子育て支援という観点で、地域の 0 歳児からの保育ニーズに積極的に対応するような施設への転用、並びに当該地域では、例えば図書館など、公共施設ニーズなどを総合的に勘案しながら、来年度が区の実施計画のローリングの時期ですので、この中で改めて検討して、跡地の活用方針を定めていく考えです。

なお、今回報告事項の中で、区立幼稚園の存続に関する要望等について報告させていただく予定ですが、議案に関連する報告事項ですので、この中でご説明させていただきます。

委員の皆様には、すでに 7 月末に区立幼稚園の存続に関する件について、文書、ホームページ、あるいは広聴はがき等々でお寄せいただいた要望、ご意見につきましては、その要旨を予めお送りし、区民保護者の皆様のご要望については目を通していただいていたところですが、今日改めて報告資料としてお配りさせていただいているものです。なお、最後の頁に「右、陳情」と書いてありますが、去る 7 月 26 日に方南幼稚園、堀ノ内幼稚園の父母会の会長さんが区のほうに来られて、教育長宛のほか、区長並びに杉並区議会議長宛に陳情書を提出されました。両園とも最低限、平成 14 年度の入園募集を継続することを強く希望する旨の陳情要旨で、添付された署名の数は記載のとおり、7,368 名です。こういった陳情が併せて出されております。こういった状況も踏まえて、本議案をご審議いただければと思います。以上です。

**委員長** ご質問ご意見をどうぞ。

**安本委員** 来年度募集停止と伺っていたので、方南幼稚園も 1 クラス募集ということで、来年度は 2 学年が揃うという、よくお考えくださったと思っております。幼稚園のことは、杉並区の財政の問題とかいろいろあって、統廃合も視野に入れて考えていきたいというお話でしたが、

どうぞ保護者の皆様や、地域の方々の話をよく聞いていただいて、納得はおそらくどんなことでもないとと思いますが、そういうところを考えると進めていっていただきたいと思います。

**学務課長** 今回の見直しについては、区の行革の計画の中での財政再建を通じた区の構造改革という側面、あるいは0歳児からの緊急の保育ニーズへの対応という、非常に急務の課題の中で検討を進めてきたわけですが、この間の保護者の皆様、あるいは当該に在園している保護者だけではなく、未就園児の保護者の方からも、さまざまなご意見、ご要望をいただいておりますので、今後の引続きのあり方の検討の中では、そういった声も踏まえながら、より計画的に、またキメ細かな情報提供に努めながら対応してまいりたいと考えております。

**教育長** 方南幼稚園の地域は、保育ニーズが高い、保育園への希望者が多くてなかなか入れないというか、待機者が多いというニュアンスのお話があったのですが、方南幼稚園の今後については、平成14年度のローリングで検討するはずですが、方南町の地域は、かねてから図書館ニーズも高かったようですし、他のニーズも高いわけで、まだこれだということはないのではないのでしょうか。説明と資料では、保育ニーズがすごく強く強調されていますが、それも私もニーズが高いことは承知しておりますので、選択肢の1つだと思いますが、たくさんのニーズが地域の中にあると思いますので、その辺を踏まえないといけないと思います。我々としては、そういう気持はありますが、やはり区全体のことを踏まえて考える、教育委員会の主張だけでは通らない部分もあるのではないかと思います。その情報がもう少し何かあれば聞かせてください。

**学務課長** 跡地の活用については、説明資料にも書いてありますとおり、さまざまなニーズを区として総合的に考えながら検討し、平成14年度の計画に反映していくということで、教育委員会だけではなく、教育長がご指摘のように、区として政策・経営部、企画部門を中心に、調整を図った上で方針を定めていく必要があると考えております。先ほど申し上げた、例えば図書館というのも1つの例で、今後地元の皆様のご意見なども踏まえて、平成14年度の中で方針を定めていきたいと考えております。

**安本委員** 私立の幼稚園も、やはり子どもの数が減っているのですごく大変だと思います。それは公立、私立にかかわらずそうなのでしょうが、私立はそれなりにやはり経営努力というか、努力はしているわけです。例えば、送り迎えをすとか、延長保育があるとか、そういうことがあると思うのですが、区立幼稚園も、どうぞそういう努力をしていただきたい。方南幼稚園と堀ノ内がこういう対象になった背景には、やはり40%前後しか在園児数がないということがいちばん問題だと思うので、公立幼稚園に対してのニーズはあるわけですので、そういうことももう少し努力して、幼稚園が良い方向に向かうようにしていただければ、40%といわず60%、70%まで上がる幼稚園も出てくると思いますので、その点もよろしく願いいたします。

**学務課長** 今回の「あり方検討会」の報告の中でも、近年の規制緩和等もあって、幼稚園と保育園の垣根が非常に低くなっている。全体として、0歳児からの子育てニーズが非常に高くなっているという状況がございます。そういった中で、少子化などを背景に、あるいは私立幼稚園が杉並区内の幼児教育で果たしてきたこれまでの歴史的な経緯、役割、こういったさまざまな点を考えながら、区立も引続き6園は当面残るわけですから、報告書の中でも強調している子育て施策の充実という観点で、公立の幼稚園がこういった役割を果たすべきか、幼稚園の先生方とも話し合いながら、また保育園の側とも話合いの機会を今後設けながら、検討してまいりたいと考えております。

**宮坂職務代理者** やむを得ないこととは思いますが、私も安本委員の最初のご発言、2番目のご発言と全く同じ気持ちでございます。よろしくお願いいたします。

**委員長** 全体的な考え方というか、区立の幼稚園全体について、今日の資料でも最初に基本的な考え方が数行書かれているのですが、この間、次長が座長で研究された結果というのをご説明がありました。代表されるのがこの3行ですね。廃止だけではなくて、全体的には廃止もあるのだけれど、見直しというか、公設民営という考え方もあるし、たくさん考え方があるわけですね。

**学務課長** 今回の見直しは、1つは私立と区立の幼稚園の役割分担、機能、この辺を少子化の中で、改めて抜本的に見直す必要があるということと、公設民営化の関係で言えば、幼児教育の分野で、いわゆる保育と幼稚園教育の垣根が非常に低くなっている中で、改めて子育て支援をどういうふうにしていくか。とりわけ保育園については、規制緩和等で、従来の社会福祉法人や行政に加えて、民間企業なども参入できるような法令改正等が行われていますので、その辺の新しい手法も取り入れた運用が、保育の分野では課題になっているというものでございます。

**委員長** 主務官庁というのが、幼稚園の場合は文部科学省、保育園は昔で言えば厚生労働省でしょう。主旨から、成り立ちから全然違う。子どもを扱うというのは100%同じ、しかし育て方は主務官庁が違うと考え方も変わってきますね。

**学務課長** 先ほど幼保一元化という話題にも触れましたが、国のほうでも従来は学校教育法に基づく教育機関という捉え方で幼稚園は整備され、保育園は児童福祉施設という位置づけで、昔の省庁名で言えば文部省と厚生労働省という形で所管され、別々に子育てを支援してきたわけですが、近年の幼保一元化の流れの中で、例えば幼稚園教育要領の内容についても、保育園の保育士のガイドラインと内容的にすり合わせをしながら、広義では遊びを中心に、子どもの成長をバックアップする施設ですので、そういった方向で、今後は協力や連携が今まで以上に進むものと、私もとしては考えています。

**委員長** 統廃合とか再編とか、いろいろな言葉が使えると思うのです。そういう方法論というか、

今後の問題も含めて。よく都市計画のほうだと、乳母車生活圏というのがあるのですね。国際的にもある。乳母車で行ける範囲、それを大事にしなければいけないとか、歩いて行ける範囲とか。それが多少遠くなる、それに対する対策みたいなものが考えられればね。

**学務課長** 杉並の幼稚園の歩みを振り返りますと、区立幼稚園自体が従来、私立だけで幼児教育を担ってきた中で、幼児人口が増大してきて、地理的にも空白地域といいますが、人口が急増する空白地域に私立を補完するために昭和45年以降、7園まで整備したもので、区立自体の分布が区内全域に均等に配置されているものではなく、配置自体は均衡的に行われているものではありません。ただ、全体として幼稚園のネットワークは、私立、区立を含めてそれなりの距離に整備されてきていたという状況です。

今後、少子化ということで、ピーク時に比べて6割台にまで落ち込んで、各幼稚園も半分以下の充足率の私立の幼稚園も非常に多い中で、これから区立のあり方を改めて見直すという中では、例えば距離的な問題については、私立のほうでも経営努力の一環だとは思いますが、送迎用のバスなどもありますので、いわゆる適正配置を検討する際にも、都市計画上も、いま委員長がおっしゃられたような発想をそのままということではなくて、それらも参考にしながら、通える施設への距離、この辺も含めて考えるべきかと認識しております。

**委員長** 今度の方南のことがあって、何が考えられるか、ちょっとその辺をお聞きしたいのですが。

**学務課長** 今回、堀ノ内と方南については、距離的に約1kmという距離の中で、小さいお子さんを抱えながらの歩いて通園する距離という面では、ギリギリのところかと思えます。お子さんによっては、あるいはお母さんによっては、距離が遠くなるということでご負担な部分はありますが、今回は特段、通園についての便宜を区のほうで用意するということは考えておりません。いま申し上げたようなエリアに立地する関係でご不便をおかけする側面はありますが、ご理解いただきたいということでご説明しているところです。

**委員長** 環7という車の地域分断という厳しい面もあるわけで、考えないといけないかもしれませんね。

**学務課長** 幼稚園への通園の距離という点で、改めてご説明申し上げれば、隣接する堀ノ内との関係ではおよそ1kmの距離ですが、私立も含めた選択肢で考えれば、もっと近い幼稚園がありますので、そういったものも含めた中での選択、あるいは希望を是非お願いしたいと考えております。

**委員長** 地元との話合いの機会は、まだあるのですか。

**学務課長** いま幼稚園は夏休みですので、新学期が始まる9月4日に、また保護者の皆様への説明会を両方の幼稚園で持たせていただく予定です。

**委員長** ほかにございますか。ご質問、ご意見がないようであればご承認いただいたということで

よろしいでしょうか。大きな変革ですので、より慎重な対応をお願いします。

**事務局次長** ただいまの案件について、教育委員会で決定していただきましたが、この決定に基づいて、事務的には区長のほうで条例改正の手續をいたします。区長から条例改正の提案がございましたら、9月議会で条例の審議をしていただき、そこで最終的に決定するということになります。

**委員長** では、第42号につきましては、決定ということによろしいですか。

(異議なしの声)

**委員長** では、議案第43号、「杉並区立図書館協議会委員の委嘱について」ご説明をお願いします。

**中央図書館次長** 私のほうから説明並びに議案の提案を行わせていただきます。まず、図書館協議会ですが、現在10名の委員で構成されております。内訳としては、杉並区内の学校の代表者が2名、社会教育団体の代表者が3名、社会教育委員の代表が1名、学識経験者4名となっております。そのうち、社会教育関係団体の代表の方1名と、社会教育委員代表の方1名が辞任いたしました。これに伴い、今回欠員を補充するものです。なお、委員の任期については、前任者の残任期間となりますので、平成14年の9月30日までとなります。それでは、議案の朗読をさせていただきます。

議案第43号。杉並区立図書館協議会委員の委嘱について。右の議案を提出する。平成13年8月8日。提出者、杉並区教育委員会教育長 與川幸男。

次の者を杉並区立図書館協議会委員に委嘱する。平成13年8月9日付。

(規則第3条第2号該当) 東京都杉並区上荻3丁目 稲葉文子。

(規則第3条第3号該当) 東京都杉並区梅里2丁目 小林忠三。

(提案理由) 欠員補充に伴い、新たに委嘱する必要がある。

なお、現在の図書館協議会の委員の名簿と、お2人の履歴書を参考として添付してございますので、ご参照願いたいと思います。

**委員長** いかがでございますか。

**宮坂職務代理者** 図書館協議会委員選考基準というのがありますが、杉並区在住在勤者というのは分かるのですが、この「学識経験者を除く」というのはどういう意味ですか。

**中央図書館次長** 学識経験者の方は、杉並区在住在勤以外の方からでも選考できるという意味です。

**宮坂職務代理者** 「学識経験者を除く」というのは、学識経験者ではいけないという意味ですか。

**中央図書館次長** 原則的には杉並区在住在勤の方なのですが、学識経験者についてだけ、杉並区在住在勤が要件となっていないといえますか、杉並区以外の方からも選任できるということですか。

**宮坂職務代理者** 杉並区在住であれば、学識はあってもなくても、それは考えないということですか。

**中央図書館次長** これは選考の区分ですので、学識経験者以外の方は学識経験者ではないということではございません。

**委員長** この件はよろしいですか。

(異議なしの声)

**委員長** 43号議案は、ご承認いただいたということにさせていただきます。

では第4の報告案、「住民監査請求監査結果について」、ご説明をお願いします。

**学校運営課長** 私から、住民監査請求の監査結果についてご報告をいたします。学校給食調理業務の民間委託に関して、監査請求が出されておりました。このことについては、去る6月20日の教育委員会においてご報告を申し上げたところです。このたび、杉並区監査委員より、本件請求に対する監査結果が、平成13年7月30日に公表されましたので、その旨ご報告いたします。

監査結果の内容ですが、請求人が主張していた民間委託の経費削減効果と、平成13年度途中の委託実施について、また民間委託の法適合性について、また委託の導入手続についてという、3つの項目がありましたが、いずれも請求人の主張を退けて、学校給食の民間委託については、請求人が指摘している不当支出の恐れはない、違法性も存在しないとした上で、本件請求については理由がないものと判断しております。

なお、本監査結果の最後の部分で、教育的効果を欠くことなく、また経費削減効果や安全性、また質の確保等について、常に検証を行い、その情報を積極的に区民に提供すること。また、関係法令の遵守に努め、決して適法性を欠くことがあってはならないこと。また、全小・中学校での委託実施については、退職不補充方式だけでは不十分であって、定職等の人事政策の円滑な推進によって、委託効果の早期実現を図ることというような、3点の項目を十分に考慮しながら、学校給食の実施責任者としての責任を果たしていくことを要望として掲げております。

これを受けて事務局としては、これまでも同様の観点からの取組みは進めてきたところですが、今回、監査委員から同趣旨の要望が出されたことを尊重し、これまでの取組みをさらに進めてまいりたいと考えております。監査結果については以上です。

**委員長** ご質問はありませんか。

**教育長** 特にございません。

**委員長** 次に、「杉並区立幼稚園の保育料等の改定について」、どうぞ説明をお願いします。

**学校運営課長** 先ほど議案の第42号でご審議いただきました方南幼稚園の廃止とも関連しますが、報告事項の(2)杉並区立幼稚園の保育料等の改定について、ご報告をいたします。

区立幼稚園の入園料については、昭和57年度に現行の1,500円に改定されて以来19年間、また保育料については昭和61年度に現行の月額6,000円、年額7万2,000円に改定されて以来15

年間、それぞれ据置きのまま今日に至っております。今般、区立幼稚園の入園料、保育料について、公立、私立間におきます幼稚園保護者の負担の均衡確保の観点から、保護者への影響や保育園の保育料の水準、また他区の状況などの現状を踏まえながら、必要な見直しを図ることといたしております。9月開会の第3回区議会定例会で、関係条例の改正の提案をしてみたいと考えています。

なお、改定額等の改正内容については、現在、区で設置しております使用料、手数料検討委員会において検討中です。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第29条に規定がありますが、本件の条例改正議案について、杉並区議会への提案にあたり、教育委員会の意見聴取が事前に義務づけられておりますので、区長から次回以降の教育委員会において、意見聴取を求められることとなります。そういったことで、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。以上ご報告いたしました。私からは以上です。

**委員長** 何かありますか。

**教育長** いずれ区長から協議が回ってくると思います。その段階で判断をしたいと思います。

**委員長** では、その際審議をしたいと思います。3番目は、先ほど学務課長から併せてご説明がありましたから省かせていただき、4番目の「南伊豆健康学園入園児童数について」、学務課長からお願いします。

**学務課長** 平成13年度の南伊豆健康学園の入園児童数について、ご報告させていただきます。今年度4月当初の定員割れに伴って実施した5月募集の結果については、去る5月9日の教育委員会でご報告させていただいたところですが、今年度最後の募集となります9月募集を行いましたので、その結果についてご報告させていただきます。

資料記載のとおり、この募集の結果、合計で24名となります。具体的には、4年生の男の子が2人、新しく入園することになりました。学校は、杉十、杉五にいるお子さんです。以上でございます。

**委員長** ご質問はございませんか。

**教育長** 杉十、杉五のお子さんの入園理由は何ですか。

**学務課長** 肥満と偏食という状況です。

**教育長** 肥満と偏食ということですが、どのような状況でしょうか。

**学務課長** 学校長のほうからの所見もついた中での入園判定を行ったわけですが、家庭での生活よりも、健康学園への転地の中で、規則正しい生活を行うことにより改善が図れるだろうという判断の下に、入園を許可したものです。

**教育長** 家庭での対応ではむずかしいということですね。



**学務課長** 個々の生活の事情の中で、お子さんが多い家庭というふう聞いています。なかなか個々の子どもに十分な配慮をしながらの育児が難しいということもあったように聞いております。

**教育長** 特に今、家庭の教育力、あるいは地域の教育力の大切さが言われている中で、慎重に審議されたと思いますので結構だと思います。

**委員長** ほかにございませんか。

ないようでしたら、最後に「教育委員会後援等名義使用申請について」、社会教育スポーツ課長、説明をお願いします。

**社会教育スポーツ課長** 7月分の共済後援名義使用承認一覧についてご報告申し上げます。7月につきましては、定例38件、新規2件で、共済24件、後援が16件ということで、40件ございました。社会教育スポーツ課のほうで36件、社会教育センター分が4件ということです。このうち、新規については、6、杉並学園中学、高等学校のほうから、「夏休み子どもパソコン教室」というふうな事業名で申請がありました。これは、すでに終わっております。7月30日、8月1日が子ども向けで、3回で6時間講座を行ったというものです。

35番が体育関係で、アマチュアダンス協会のほうから、中級向けのダンス・スポーツ講習会が新たな後援の申請がありました。これは杉並第三小学校の体育館で行うものです。期間は、11月5日～12月10日まで行うというものです。以上です。

**委員長** ご質問などございませんか。よろしいですか。

本日用意した議案と報告案は、これですべて審議がされました。どうも朝早くからありがとうございました。これで閉会といたします。